

社会福祉施設整備費助成要項

【対象事業年度:令和7年度】

1 目的

新潟県内の社会福祉施設に対して、施設利用者の生活や処遇の向上を図るために必要な施設整備費を助成する。

2 対象団体

社会福祉法で定められている第1種・第2種社会福祉事業に該当する社会福祉施設を運営する県内の社会福祉法人・特定非営利活動法人又は更生保護法人

ただし、次の各号に該当する法人は対象外(②は特例あり)とする。

① 開所が令和6年4月以降の福祉施設

② 相当の繰越金等を有する法人(当期末支払資金残高とその他積立金※の合計額が、前年度経常収入の1/2を超える法人)※修繕積立金・備品等購入積立金等は除く。

なお、積立金とせず繰越金として計上している場合は理由書を提出すること。

3 対象事業

対象団体が、施設利用者の生活や処遇の向上を図るために行う機器(備品)や車両の購入、施設の増改築や改修等

4 対象事業年度

令和7年度(令和7年4月1日から令和7年12月28日までに完了する事業を原則とするが、やむを得ない事情があると認められる場合には令和8年3月31日までに完了する事業も対象とする。)

5 助成基準等

(1)車両助成

①助成上限額 150万円以内

②助成率 事業費(対象外経費を除く。)の75%以内

(2)備品整備及び施設の増改築や改修

①助成上限額 200万円以内

②助成率 事業費(対象外経費を除く。)の75%以内

6 対象外経費

① 土地・建物の取得に要する経費

② 施設の大規模改修に要する経費

③ 施設の開設後10年以内に行う増改築又は改修に要する経費

④ 公有財産となる設備や備品の整備に要する経費

⑤ 自動車登録諸費用や保険料、保守契約費用等の維持管理費

⑥ 職員移動用車両(事務・相談・訪問用等)の取得に要する経費

⑦ 単価10万円未満の備品や事務用品の取得に要する経費

7 留意事項

①前年度に本事業の助成を受けた施設は申請することはできません。

②1施設につき、車両購入、備品整備、施設の増改築(改修)のいずれか1事業しか申請できません。

③申請件数が多数の場合

(ア)当該施設の過去の助成歴や事業の必要性・緊急性等から優先度を付け助成の可否を決定する場合があります。

(イ)1法人から複数の申請があった場合、1法人の助成件数を制限させていただく場合があります。

8 応募方法及び助成決定

- ① 所定の申請書、添付書類を施設所在地の市町村共同募金委員会・分会(社会福祉協議会内)へ提出
- ② 申請締切 令和6年5月20日(月)※当日の消印有効
- ③ 助成決定 申請内容を審査のうえ令和7年3月開催の理事会で決定

9 その他

助成を受けたときは、当会が指定する助成明示を行うことを条件とする。

10 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県共同募金会

〒950-0994 新潟市中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5532 FAX 025-281-5533

ホームページ <http://www.akaihane-niigata.or.jp/>